

人的控除額一覧

所得税と住民税の人的控除額の差額の合計額から調整控除額が算出されます

控除の種類		対象者	控除額		人的控除の 差額
			所得税	住民税	
配偶者 控除	配偶者 控除	生計を一にする配偶者であり、かつ、前年の合計所得が38万円以下である者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶 者控除	控除対象配偶者のうち70歳以上の者	48万円	38万円	10万円
	同居特別 障害者 加算	配偶者のうち、特別障害者に該当する人であり、かつ、納税者又は納税者と生計を一にするその他の親族と同居している場合	35万円	23万円	12万円
配偶者 特別控除		生計を一にする配偶者であり、かつ、控除対象配偶者に該当しない者(前年の合計所得が1000万円を超えるものを除く)	最高 38万円	最高 33万円	前年の 配偶者の 所得による
扶 養 親 族	扶養親族	生計を一にする親族等であり、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	5万円
	特定 扶養親族	年齢が16歳～22歳の扶養親族	63万円	45万円	18万円
	老人 扶養親族	年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	10万円
	同居特別 障害者 加算	扶養親族のうち、特別障害者に該当する人であり、かつ、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族と同居している場合	35万円	23万円	12万円
	同居老親 加算	老人扶養親族が納税者またはその配偶者と同居している場合	10万円	7万円	3万円

控除の種類		対象者	控除額		人的控除の 差額
			所得税	住民税	
寡 婦 控 除	一般離別	扶養親族や生計を一にする38万円以下の所得しかない子がいる場合	27万円	26万円	1万円
	一般死別	合計所得金額が500万円以下の時、扶養等必要なし。他は離別と同様	27万円	26万円	1万円
	特別	扶養の子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		合計所得が500万円以下、かつ、生計を一にする38万円以下の所得の子がいる場合	27万円	26万円	1万円
障 害 控 除	一般	本人が障害者である場合、又は控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	1万円
	特別	上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	10万円
勤労学生控除		給与所得等の合計所得金額が65万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である勤労学生である場合。(各種学校・職業訓練学校を含む)	27万円	26万円	1万円
基礎控除		本人 (全ての人)	38万円	33万円	5万円